

第10期分別収集計画

（令和5年度～令和9年度）

木更津市

令和4年6月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	8
▷ 分別収集に必要な施設計画（その1）	9
▷ 分別収集に必要な施設計画（その2）	10
▷ 分別収集に必要な施設計画（その3）	11
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	12

1. 計画策定の意義

近年、一般廃棄物処理行政においては、焼却処理を中心とした従来型の処理システムから、資源循環型の処理システムへの転換が求められている。

そのためには、従来の大量生産・大量消費の経済社会を見直し、経済社会の構成員である市民・事業者・行政が、それぞれの役割分担を果たしながら一体となって取り組まなければならない。

こうした社会要請のもと、一般廃棄物の中で大きな割合を占めている容器包装廃棄物を資源として有効活用し、一般廃棄物の減量を図ることを目的に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が平成7年に制定され、平成12年度から完全施行された。

これにより、新たな処理と有効活用のためのシステムが導入されたことから、このシステムに基づく積極的な取り組みが行われている。

本市では、かずさアカデミアパーク構想を活かした街づくりと、東京湾アクアラインをはじめとした複数の広域幹線道路を活かした都市基盤整備を進めており、本市の発展に重要な役割を果たしてきた木更津港は海運の面でも陸上交通網とあわせて広域交通網の要衝となっている。

このような中で、第三セクター方式による君津地域広域廃棄物処理施設「かずさクリーンシステム」が平成18年度から完全稼働し、廃棄物処理の効率性・安全性は飛躍的に向上したが、福島第一原発の事故以来、最終処分場の確保が依然厳しい状況にあることから、今後も一層の減量化・資源化を推進する必要がある。

本市では容器包装リサイクル法施行以前から、資源ごみ収集による一般廃棄物の減量化・資源化を図ってきたが、今後は、資源循環型社会の実現と直面するごみ処理問題への取り組みとして、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、更に徹底した排出抑制・分別を図る必要がある。

本計画は、容器包装リサイクル法に対応した分別収集の実施により、一般廃棄物の焼却量の減量化と、再資源化可能な廃棄物の有効活用を目的とし、市民・事業者・行政の役割と責任の分担を明確にし、三位一体となって取り組むべき施策並びに方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 市民・事業者・行政が一体となった取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指す。
- ② ごみの発生と排出の抑制を第一義とし、その上で排出された後の処理と有効利用のための取り組みを推進する。
- ③ 市民や事業者の積極的な参加が可能な取り組みを展開するとともに、市民一人ひとりがリサイクル社会の重要性について意識を高めるように、環境教育の充実を図る。

3. 計画期間

本計画は、令和5年度を始期とする5ヵ年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画で分別収集品目として対象とする容器包装廃棄物は、次のとおりとする。

- ① 主としてスチール製の容器
- ② 主としてアルミ製の容器
- ③ 無色のガラス製容器
- ④ 茶色のガラス製容器
- ⑤ その他ガラス製の容器
- ⑥ 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの
- ⑦ その他プラスチック製の容器包装（白色発泡スチロールトレイを含む）
- ⑧ 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）
- ⑨ 主として段ボール製の容器
- ⑩ その他紙製の容器包装

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	13,016 t	13,015 t	13,015 t	13,016 t	13,002 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を継続し、実施する。

施 策 名	具 体 的 内 容
資源ごみ集団回収促進	子供会等の登録団体および回収品引取事業者組合に対し、資源ごみ集団回収助成金を交付することにより、資源ごみ集団回収活動を支援し、市が処理するごみとしての排出を抑制する。 (団体＝昭和56年度～、組合＝平成5年度～)
指定ごみ袋制度の実施 および指定ごみ袋の一部 有料化の実施	一般廃棄物（ごみ）の減量化・資源化を図るため、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「びん・かん・ペットボトル」について、指定ごみ袋制度を実施した。（平成12年10月～） 更に平成16年4月から「燃やせるごみ袋」と「燃やせないごみ袋」の有料化と「容器包装プラスチック」の分別収集（指定ごみ袋制度）を実施した。
中間処理施設・再商品化 施設等の見学会の開催	「容器包装廃棄物」について、どのように処理されているかを実際の現場を見ていただき啓発を図る。
広報紙等による啓発活動	毎月発行している広報紙に減量化・資源化を図るための記事を掲載。また、年1回特集号を発行する。木更津市ホームページ、および年1回開催するリサイクルフェアや各種会合等で啓発活動を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別の区分は以下のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		びん・かん・ペットボトル
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		
その他プラスチック製の容器包装 ※1 （白色発泡スチロールトレイを含む）		容器包装プラスチック
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙 類
主として段ボール製の容器		
その他紙製の容器包装 ※2		

※1. 平成16年度から「容器包装プラスチック」として、その他プラスチック製の容器包装と白色発泡スチロールトレイを混合収集している。

※2. その他紙製の容器包装については、紙箱を対象として平成12年度から分別収集を実施している。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	197		183		169		155		141	
主としてアルミ製の容器	324		338		352		367		380	
無色のガラス製容器	合 計 254		合 計 240		合 計 226		合 計 211		合 計 197	
	(引渡) 254	(独自処理) 0	(引渡) 240	(独自処理) 0	(引渡) 226	(独自処理) 0	(引渡) 211	(独自処理) 0	(引渡) 197	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	合 計 282		合 計 282		合 計 282		合 計 282		合 計 282	
	(引渡) 282	(独自処理) 0	(引渡) 282	(独自処理) 0	(引渡) 282	(独自処理) 0	(引渡) 282	(独自処理) 0	(引渡) 282	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	合 計 169		合 計 169		合 計 169		合 計 169		合 計 169	
	(引渡) 169	(独自処理) 0	(引渡) 169	(独自処理) 0	(引渡) 169	(独自処理) 0	(引渡) 169	(独自処理) 0	(引渡) 169	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合 計 832		合 計 874		合 計 916		合 計 973		合 計 1,028	
	(引渡) 75	(独自処理) 757	(引渡) 75	(独自処理) 799	(引渡) 75	(独自処理) 841	(引渡) 75	(独自処理) 898	(引渡) 75	(独自処理) 953
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合 計 663		合 計 663		合 計 663		合 計 663		合 計 662	
	(引渡) 656	(独自処理) 7	(引渡) 656	(独自処理) 7	(引渡) 656	(独自処理) 7	(引渡) 656	(独自処理) 7	(引渡) 655	(独自処理) 7
	合 計 —		合 計 —		合 計 —		合 計 —		合 計 —	
	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	14		14		14		14		14	
主として段ボール製の容器	1,269		1,452		1,664		1,903		2,183	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合 計 183		合 計 226		合 計 268		合 計 324		合 計 380	
	(引渡) 0	(独自処理) 183	(引渡) 0	(独自処理) 226	(引渡) 0	(独自処理) 268	(引渡) 0	(独自処理) 324	(引渡) 0	(独自処理) 380

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

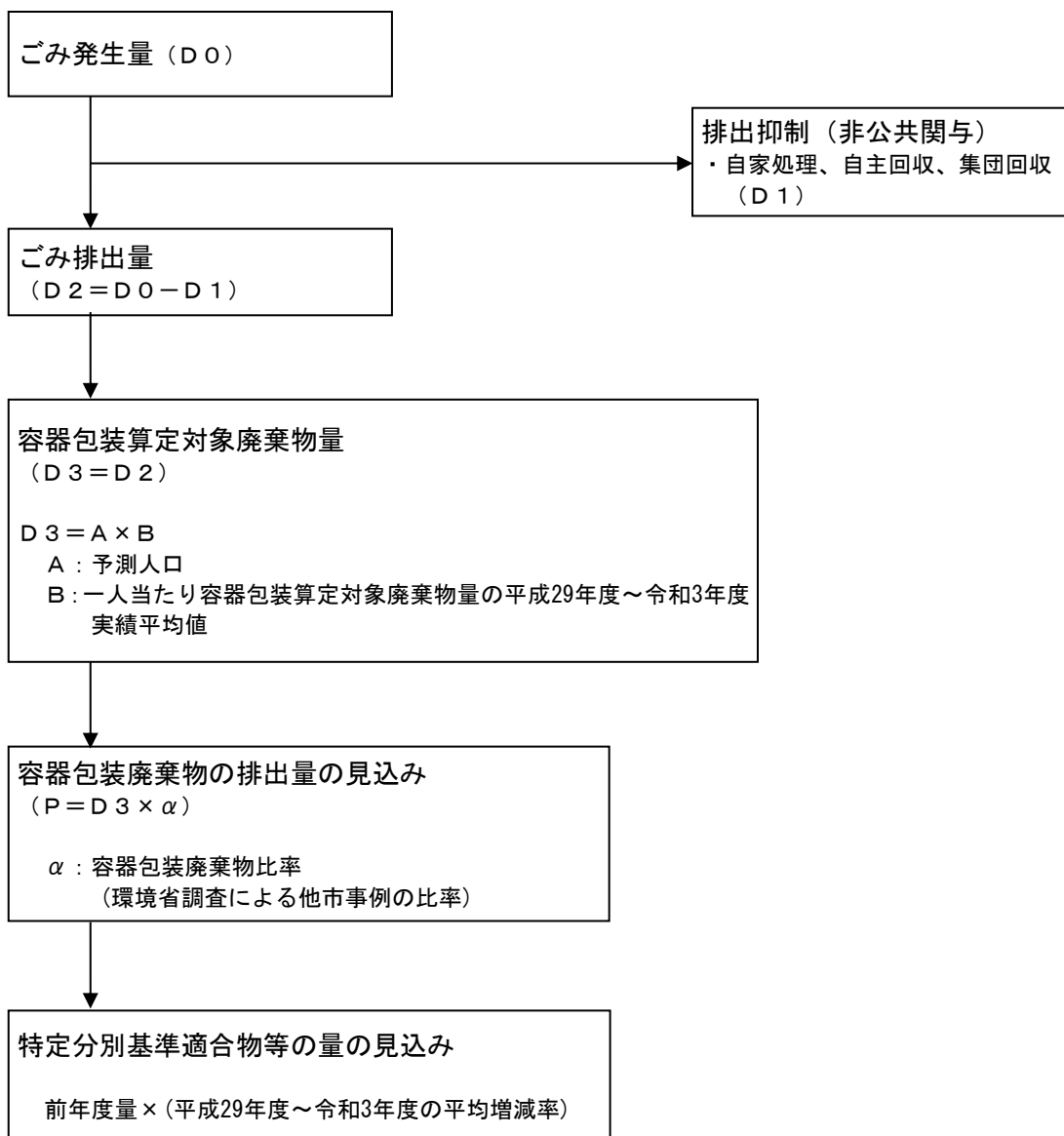
各特定分別基準適合物量の見込みについては、近年の回収実績量および回収実績量の対前年度増減比の傾向から推計することとした。

年度ごとの予測人口は、令和元年5月21日付けの既存の人口推計資料を使用した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
140,982人	140,976人	140,976人	140,989人	140,831人

R1.5.21 将来人口「人口推計結果」(階層別人口)より

※ 収集計画算定フロー図



10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

現行収集体制を基本として、分別収集を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 の 段 階	選別・保管等 の 段 階
か ん	スチール	びん・かん・ ペットボトル	委託業者による 定期収集 (ステーション)	委託業者
	アルミ			
び ん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
ペットボトル				
その他プラスチック製の容器包装 (白色発泡スチロールトレイを含む) ※1		容器包装プラスチ ック	委託業者による 定期収集 (ステーション)	委託業者
紙 類	紙パック	紙類	委託業者による 定期収集 (ステーション)	委託業者
	その他紙製の容器包装 ※2			
	段ボール		市による定期収集 (ステーション)	市

※1. 白色発泡スチロールトレイについては、市内17カ所での拠点回収を実施していた。

平成16年度からは、その他プラスチック製の容器包装の分別収集実施に伴い、拠点回収を廃止し、その他プラスチック製の容器包装との混合によるステーション収集を実施している。

※2. その他紙製の容器包装については、平成12年度から紙箱を分別収集の対象としている。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

排出・収集運搬に係る施設・中間処理施設については、現行の施設を利用する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
か ん	スチール	びん・かん・ペット ボトル	指定ごみ袋	パッカー車	民間業者の施設 （選別・圧縮・保管 施設）
	アルミ				
び ん	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	そ の 他 の ガ ラ ス				
ペットボトル					
その他プラスチック製 の容器包装 （白色発泡スチロール トレイを含む）		容器包装プラスチッ ク	指定ごみ袋	パッカー車	民間業者の施設 （選別・圧縮・保管 施設）
紙 類	紙パック	紙類	紐で結束	パッカー車 平ボディ車	民間業者の施設 （ストックヤード）
	段ボール	紙類			
	その他紙製の 容器包装	紙類			

分別収集に必要な施設計画（その１）

【排出段階】

施設の種類		対象とする容器包装 廃棄物の種類・量等	施設等の仕様（形状・形式・ 能力・数量等）及び整備計画	管理主体等
排出容器	指定ごみ袋	①びん・かん・ペットボトル混合	形態：平袋及びU形袋 材質：低密度ポリエチレン 透明・印字は緑	市民
	指定ごみ袋	②その他プラスチック製の容器包装 （白色トレイ含む。）	形態：平袋及びU形袋 材質：低密度ポリエチレン 透明・印字は黄色	
	紐で結束	③紙パック ④段ボール ⑤紙箱	—	
収集場所	既存 収集場所	① ～ ⑤	ステーション（約6,398カ所）	自治会（利用者）

※ ②について、白色トレイは市内１７カ所で拠点回収を実施していた。

平成１６年度からは、その他プラスチック製の容器包装の分別収集実施に伴い、拠点回収を廃止し、その他プラスチック製の容器包装との混合によるステーション収集を実施している。

分別収集に必要な施設計画（その２）

【運搬段階】

施設の種類		対象とする容器包装 廃棄物の種類・量等	施設等の仕様（形状・形式・ 能力・数量等）及び整備計画	管理主体等
専用 車両	パッカー車 （２ｔ）	びん・かん・ペットボトル 混合	最大積載量：２，０００kg 台数：８台	委託業者
	パッカー車 （１．３５～２ｔ）	紙パック ※１	最大積載量：２，０００kg 台数：３台	
	平ボディ車 （１～３ｔ）		最大積載量：３，０００kg 台数：１８台	
	パッカー車 （１．３５～２ｔ）	紙箱 ※１	最大積載量：２，０００kg 台数：３台	
	平ボディ車 （１～３ｔ）		最大積載量：３，０００kg 台数：１８台	
	パッカー車 （２ｔ）	段ボール	最大積載量：２，０００kg 台数：５台	市
	パッカー車 （２ｔ～３．３ｔ）	※その他プラスチック製の 容器包装（白色トレイを 含む。） ※２	最大積載量：３，３００kg 台数：２４台	委託業者

* 台数について現有車両を記載してあるが、市が管理している車両については、必要に応じ整備検討をする。

※１ 紙パックと紙箱は、一緒に収集している。

※２ 白色トレイは市内１７カ所で拠点回収を実施していた。

平成１６年度からは、その他プラスチック製の容器包装の分別収集実施に伴い、拠点回収を廃止し、その他プラスチック製の容器包装との混合によるステーション収集を実施している。

分別収集に必要な施設計画（その3）

【中間処理段階】

施設の種類		対象とする容器包装 廃棄物の種類・量等	施設等の仕様（形状・形式・ 能力・数量等）及び整備計画	管理主体等
再 生 施 設	選別・圧縮 設備	かん：2種類 （スチール、アルミ） びん：3種類 （無色、茶色、その他） ペットボトル	主要機器： 破袋機、磁選機、アルミ選別機、風力 選別装置、自動プレス機、ベルトコン ベア手選別、ペットボトル圧縮減容機 能力： $4.0 \text{ t/h} \times 8 \text{ h} = 32.0 \text{ t/日}$	民間業者
		その他プラスチック製の容器 包装（白色トレイを含む。）	主要機器： プラスチック製容器包装圧縮減容機 能力： $1.50 \text{ t/h} \times 8 \text{ h} = 12.00 \text{ t/日}$	
	ストック ヤード	かん：2種類 （スチール①、アルミ②） びん：3種類 （無色③、茶色④、その他⑤） ペットボトル⑥ その他プラスチック製の容器 包装（白色トレイを含む。）⑦	（木更津リサイクルセンター） 上屋根付ストックヤード ①ヤード：48m ³ ②ヤード：48m ³ ③ヤード：48m ³ ④ヤード：48m ³ ⑤ヤード：48m ³ ⑥ヤード：90m ³ ⑦ヤード：160m ³	
		紙パック 段ボール 紙箱	倉庫 A棟：約860m ³ B棟：約300m ³	

※ 中間処理施設については、現有施設を使用する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に実施し、ごみの減量化および資源化の推進を図るため継続して取り組む事業

施 策 名	具 体 的 内 容
廃棄物減量等推進審議会の設置	市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化・資源化およびその適正処理に関する事項等について、推進体制を整備する。（平成5年10月～）
ごみ出しカレンダー等の配布	分別排出品目を色分け表示した「ごみ出しカレンダー」を全戸に配布する。（平成5年度版～） 更なる分別の徹底を図るため「ごみ分別ガイドブック（冊子）」を配布する。（平成13年度版～）
施設見学会の実施	啓発活動の一環として、可燃ごみ・資源ごみの中間処理施設の見学会を実施する。
ごみ減量とリサイクルの出前講座	ごみの減量化・資源化などのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。
広報きさらづの継続掲載	広報紙にごみに関するコーナーを設け、ごみの減量化・資源化の推進に関する記事を継続して掲載する。また、年一回特集号を発行する。（平成3年10月～）
リサイクルフェアの継続実施	ごみに対する市民の関心を高め、ごみの減量化・資源化等の取り組みについて理解と協力を得るため、継続して開催する。（平成8年度～）
県環境行事と連携した事業の実施	県環境月間やリサイクルの日等、県が実施する環境行事との連携を図り、より効果的な事業を展開する。
指定ごみ袋制度の実施	一般廃棄物（ごみ）の減量化・資源化を図るため、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「びん・かん・ペットボトル」について、指定ごみ袋制度を実施した（平成12年10月～）。更に平成16年4月から「燃やせるごみ袋」と「燃やせないごみ袋」の有料化と「容器包装プラスチック」の分別収集（指定ごみ袋制度）を実施した。
粗大ごみの戸別（有料）収集制度の実施	家電リサイクル法の施行に伴い、粗大ごみのステーション収集を廃止し、電話予約による戸別収集（1点800円）を実施した。 これは、耐久消費財を安易に廃棄物として排出することを抑制し、大切に使用する意識を高めることを目的とする。（平成13年4月～）

※ PR啓発・環境教育の充実・リサイクルプラザ設置等により、市民が自ら意識を高めることができるような施策を実施し、また、事業者に対しては、減量化・資源化の取り組みを行うよう積極的に働きかける必要がある。